

第五十八回国会 衆議院 大蔵委員会議録 第二号

昭和四十三年二月二十七日(火曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 田村 元君

理事 金子 一平君

理事 毛利 松平君

理事 只松 祐治君

理事 竹本 孫一君

理事 大久保武雄君

理事 奥野 誠亮君

理事 河野 洋平君

理事 笹山茂太郎君

理事 砂田 重民君

理事 西岡 武夫君

理事 坊 秀男君

理事 村山 達雄君

理事 吉田 重延君

理事 井手 以誠君

理事 中嶋 英夫君

理事 広沢 賢一君

理事 武藤 山治君

理事 河村 勝君

出席國務大臣

大蔵 大臣 水田三喜男君

出席政府委員

大蔵政務次官 倉成 正君

大蔵省主税局長 吉國 二郎君

食糧庁長官 大口 駿一君

委員外の出席者

国税庁直税部長 川村博太郎君

食糧庁総務部長 小暮 光美君

専門員 坂井 光三君

二月二十六日
委員西岡武夫君辞任につき、その補欠として上

第一類第五号 大蔵委員會議録第二号 昭和四十三年二月二十七日

同日
林山榮吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員上林山榮吉君辞任につき、その補欠として西岡武夫君が議長

委員岡澤完治君辞任につき、その補欠として西村榮一君が議長

委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

同日
委員西村榮一君辞任につき、その補欠として岡澤完治君が議長

なっております事情は御承知のとおりだと思ひますが、この法律に基づきまして、米価審議会の委員は、学識経験者二十五名以内をもつて構成するということになっております。したがって、法令的には、米価審議会の委員は学識経験者ということになっております。従来、米価審議会発足以来学識経験者ということで、国会の先生方もお入りいただき、また、農業団体なりあるいは労働団体なりの機関代表者が入っておられるわけでございます。中立委員ということばは、新聞等では私ももしよつちゅう見えております。しかし、役所として中立委員というものの対して定義を下したことはございせん。ただ、世に一般にいわれておる中立委員というものの意義をそんたくいたしますと、いわゆる生産者団体なり消費者団体なり、そういう機関の意思を代表するという任務を持つて委員に参加しておられない方というふうには私は理解をいたしておりますが、法令上の根拠はございせん。

○佐藤(観)委員 あなたに詰め寄つてもしょうがないと思ふのですけれども、どうも学識経験者といへば、たとえば大蔵省の河野元次官、いま日本相互銀行の社長をしておられますが、あの方は大蔵省のひもつきだと思ひます。もう一人の小倉さん、あの方は専門家でありますが、これはあなたのほうの農林省の出身です。そういうひもつきの人を入れておられます。それから新聞社がなかなかうるさいから、各新聞社の論説委員をずつと入れてやっておられるわけですが、こういうやり方は、だれが考えても、米をつくつてゐる者や消費者には非常に納得がいかないという声が出ると思ひます。私は、食糧庁長官がどこまでこの問題についてタッチされているか知りませんが、こういうやり方がいわゆる官僚的なやり方です。しかも、これはこの間農協の大会があったときからいろいろ聞きましたけれども、もう二、三日待つてくれ、話し合ひをしようというのに、急にぱつと発表してしまつて、いろいろ世論がやましくなつても、一たんきめたことはどうやってもやり切る

というふうな官僚的なやり方それ自体が、私は非常に危険な状態になつてゐるのじやないかと思ひます。いま二十五名のうち二十二名とか何とか言つておられますけれども、私たちは、納得がいけるようなそういう人選があれば、あれほど問題にならなかつたと思ひます。これは、いづれ今週中にはあなたのほうで、自民党さんのほうからそのことについては結論が出るようでありますが、どういふ形になるかわかりませんけれども、こういうやり方が国民に、生産者農民に非常な不信感を与える、こういう感じを持つておられます。私は決算委員のときに、大口さんにもいろいろ農業問題について質問をいたしましたから、あまり詳しいことは聞かれませんけれども、理想的な形——役所や消費者の問題は第二として、少なくとも米をつくつてゐる農民が納得するようなそういうやり方のできなかつたかどうか、またどういふ方法が理想的であるかというのを、ひとつここで意見を述べていただきたいと思います。

○大口政府委員 生産者米価並びに消費者米価は食糧管理法の第三条並びに第四条にそれぞれこれを決定する際の根拠となるべき基準が明定されてゐるわけでございまして、従来も政府として米価を決定するに際しては、食糧法の規定に基づいて米価を決定いたしてまいつたわけでありまして、ただ、最近二、三年の傾向といたしまして、米価を決定いたします前に米価審議会を開催して意見を求めているわけでありまして、結果においては答申がまとまらないうちの事態が最近二、三年間続いていることは、御案内のとおりであります。私もとしましては、米価を決定いたします際に、その米価の決定によつて直接の利害を受ける方々の意見を全然聞かないで米価を決定するということが適当でないということはもちろん承知をいたしております。しかし、またそれぞれの立場があつて、主張されておられる方々の意見を十分聞いた上で最終的には公正な立場でものごとが決定されるべきであるという立場も一方においてあるわけでございまして、今回の米価審議会の構成に当たりましては、過去の無

答申という事態を十分反省をいたしまして、米価審議会の委員の構成に当たるとともに、直接の利害関係を有する方々の御意見は十分聞いた上で最終的な米価決定に取り運びたいという気持ちには十分持つておるわけであります。米価審議会の委員を先般発令をいたしました際に、特に農林大臣として談話を発表いたしましたので、その談話の中で、いま私が申しましたような趣旨を申し上げておられるのであります。したがって、米価の決定というものの直接の利害関係を有する方々の御意見を全然聞かない姿勢を示したんだというふうにはお受け取りいただきたくないわけでありまして、私どもは、何とかしてあらゆる立場の方々の御意見を十分伺つた上で、最終的な結論がすべての方々の納得の上で出されることを一番望ましい姿ではなからうか、かように考えております。

○佐藤(観)委員 いま大口さんはそう言われるけれども、それなら米価審議会で、去年もことしもきまらなかつた。きまつたとおりにおやりになつたことは一ぺんでもありませんか。いままでも米価審議会できまつたとおりに米価をきめられたことがありませんか。

○大口政府委員 昨年並びに一昨年は生産者米価に關しては答申が得られなかつたのでありまして、政府といたしましては、答申は得られなかつたのであります。米価審議会の会議を通じて各委員から述べられました御意見を十分念頭に置きまして最終的な米価が決定されたものと私は理解いたします。

○佐藤(観)委員 答申どおりに米価を決定したことがありませんかというのを聞いておるのです。

○大口政府委員 最近数年間は、米価審議会に御意見を拝聴する諮問の形といたしまして、具体的に何万何千何百円ということでは諮問をいたさないう。むしろ、米価決定に關して基本的な心得べき事項ということで諮問をいたしておられるので、形式的には米価審議会の答申と最終決定米価とが食い違つてゐるということにはならないと思ひます。

○佐藤(観)委員 それはことばのあれでございませう。米審のあれがいままできまらなかつたという議論で、これは前の農林大臣もそう言つておりましたけれども、そういうことで中立委員だけにしたということばは、これは理屈にならぬと思ひます。いままできまらなかつたその過程があつて、いまあなたが言われるように米価審議会で決定はしなかつたけれども、過程があつて、米価をきめて予算に計上しておるわけですから、私は、そういう点ではそういうことはへ理屈だと思ひます。少なくとも私たちは、そういうような考え方でやられるから問題が起きるわけで、これはあなたの方のやつておられるそういう考え方がいろいろな問題をむずかしくしておると思ひます。だから、私はものをつくるのに、ものをつくつた人の意見も聞かずにこの決定をするというふうなことは、これは不都合な結果。特に米作農民のためには、これはあまりにひど過ぎるやり方だ、こう思ふのですが、あなたは食糧庁長官として、米のいわゆる最高の責任者としてそういうことを考えられませんか。あたりまえだと思つておられますか。

○大口政府委員 私が先ほど申し上げておりますことは、米価決定をいたします際に、米価の決定に直接の利害関係を有する方というふうなことをば使ひましたのは、生産者米価の場合には生産者、消費者米価の場合には消費者というふうな考慮をしております。したがって、これらの方々の御意見を一切伺わないで米価を決定することが適当であるというふうには考えておりません。

○佐藤(観)委員 そういふようなことを言われる。それはへ理屈なんですよ。私は、あなたを責めてもしようがないから、大臣がおられぬから言ひませんけれども、御承知のように、私は外国へ昨年行つたのですが、パリへ行きますと非常にばでな生活をやつておる。しかし、パリははでなけれども、フランスは農村が堅実だからしてもつておつたということがいわれております。そのフランスでも農家がどんどん減りまして三割を割つ

ておる。それから日本でも、この二十年くらい前までは農業人口は半分くらいだったのですけれども、最近では農村は三割を割ってくるような形になってきた。それだけやはり農村が疲弊しておると思うのです。そういう点では、何といつても日本は米どころですから、どこへ行っても米をつくるところが一番多いと思うのです。そこで、きょうあたりの日経なんかでも盛んに議論になっておられますけれども、米というのは非常に重要な問題であつて、しかもあなたは責任者の食糧庁長官である以上は、もう少し米をつくる人に対して同情があつてしかるべきだと思ふのです。私はこの前決算委員会でもあなたにいろいろ話を伺つたのですが、もう少しそういう点の思いやりをあなたが持たないから、この間、ああいう倉石君のように米審はどうでもいいということになつてしまふ。あなたは補佐官として、農家に對して冷たい人だ。食糧庁長官が農民の立場を理解もしないで米をつくる人に理解がないということでは、これは私はあまりひど過ぎると思ふのですが、あなたはそれを一体どういうふうに考えられますか。少なくともそういう点では私はあなたは冷酷無比だと思ふ。そういう点で、私は、あなたは大蔵省と違ふのだから、百姓の立場に立つて、米をつくる人に対してもう少し同情があつてしかるべきだと思ふのですが、あなたはこの問題に對してどのくらい熱意がありますか。

○大口政府委員 米価の決定につきましては、先ほど来る私の気持ちを上上げておるわけでありまして、農林省といつたしまして農家のことを考えないで行政をしておるのは一人もおられません。私は食糧庁長官といつたしまして、生産者米価についていろいろ事務的な検討なり、また上司を補佐いたしまする場合に、米価というものが生産農民にとつて非常に重大な問題であるということ十分認識をした上で行政をいたしておるつもりでございますが、先ほど来るいろいろな御注意もありますので、今後一そうその気持ちを引き締めてやつてまいりたいと思ひます。

○佐藤(觀)委員 どうも口先だけで引き締めたつて、あなた米作農民に對して愛情がないですよ。いかにも人ごとのようなことを言つておるでしよう。あなたは少なくとも食糧庁長官として、大臣がどうあるうとも、自分はこういうような気持ちでおるというくらいのことを言つてもしかるべきだと思ふのです。私は百姓じゃありませんけれども、あれだけの農民が中央にあれだけ自分たちの意見を言うというのには、私は、相当せつぱ詰まつた問題だと思ふのです。そういう点で、農林省がたらい回しで、あなたがどこから回つてきたか知りませんけれども、食糧庁長官といへば、米のことでは最高のレベル、大臣以外には最高のレベルの人ですよ。その人が、いかにもこういうふうなきまつたのだからしかたがないというふうな言い方では、私は、あまりに米をつくる農民に對しては気の毒だと思ふのです。私はそういう態度がやはり米審にあらわれておると思ふ。大臣はかわつてもあなた方はかわらない。あなたは農林省におそらく三十年くらいおられると思ふけれども、そういう人はもう少し農家に對して愛情があつてしかるべきだということを、あなたの答弁から、私は正直に言つて、しみじみ感じました。だから、反省ぐらいではなく、もう少し熱情を持つてこういうふうな問題に當たつていただきたいということをまずお願いしておきたいと思ひます。

それからもう一つ、私はめつたにおこつたことないのですけれども、このごろ非常に世の中が異常になつてきておりますから、いろいろおこつたことがふえたのでありますが、この間、理事会で田村さんが委員長で泉さんがあやまりに來たところでありますけれども、私は、大蔵省の川村直税部長にひとつお伺ひしたいと思ふ。あなたは、一月三十一日に、これは好意的なことではありますけれども、通達を出してあります。これはどういふいきさつでこういう通達を出しておられるのか。これは私は非常に国会無視だと思ふのです。あらかじめそういうような通達を——これは悪意ではありません、善意なことであ

りますけれども、まだきまりもしないことを先に出してしまふ、こういうことを平気でやられるというところについて、ぼくは川村直税部長よく知つておりますから言いたくないけれども、どういふわけでこういうことになつたのか、ひとつ説明をしていただきたい。

○川村説明員 この一月三十一日付で「昭和四十二年産米穀の予約減税について」という国税庁直税部長から各国税局の直税部長あての書簡が出されております。これは正式の長官名の通達というふうなものじゃございませんで、いわば直税部長書簡と申しますか、事務連絡の性質を持つものと考えられます。

この書簡を出しましたいきさつでございますが、御承知のように、二月十六日から三月十五日までが所得税の申告期間になつております。全国五百の税務署におきましてこの申告指導事務が円滑に行なわれるということが、国税庁といたしましては非常に深甚の関心を持つておるところであります。また、これが円滑に進むか進まないかといふことが、ひいては納税者の皆さま方に非常に重大な影響を及ぼすものと考えられる次第でございます。実は、一月三十一日に国会に提出されました予約減税法案が、当時の状況におきまして、二月の初めにはおそろしく成立するであろうといふことを一応予測いたしましたして、申告指導事務が円滑にいふように、この本年出されました予約減税法案の昨年との違い、それからその内容等につきまして詳しく説明した上で、各税務署の申告指導にあやまちなきを期したいというのが、これは私の切なる願ひであつたわけでありまして、ところが、その内容に、文言等若干誤解を招くような内容がございましたので、その点私としても非常に申しわけなく思つております。もとより法律が通らないう前に通達で処理ができる筋合いのものではございません。その意味では、通達といふものが事務連絡のためのものであるといふことは十分承知しておつたわけでございますが、文章等でやや輕卒

な文面が中に入りましたために御迷惑をかけたことを申しわけなく思つておりますが、国会を輕視するといふような考えは毛頭ありませんし、申告指導ができるだけ円滑に進められるようにといふような考え方でやつたものでありまして、そういう点御了承いただきたいと思ひます。

○佐藤(觀)委員 川村さんにもう一度お伺ひするのですが、この文章、最初の文章、こんなに長い文章でセンテンスが一つしかない。だから、一体どういふことを書いておられるかわかりません。これは一ぺん読んでもらつてわかるのですが……吉國主税局長に言いたいのですが、あなた方は非常にむづかしい文章を書いて——あなた方はおそろしく下僚に書かせるからいけない。吉國さんや川村さんが書けば、こんなへたな文章を書かない。税務署の末端にいくと、むづかしくて何がわからぬかわからない。私は短いセンテンスがいいというわけじゃありませんけれども、もう少しわかりやすい文章——これを読んでごらん下さい。何がわからぬかわかりません。川村さん、あなたが書いたんじゃないでしよう。少なくともこれを読んで、これは活字もはつきりしてありませんけれども、末端にいけば、税務署の下へいくと、どんなに間違つて伝えられるかわからない。吉國主税局長は、頭はいいけれども、どうも文章がへたです。大蔵省は文章がへた。そういう点で、あなた方が税金をやるときにいつても問題になるのは、非常にわかりにくいといふことです。私も、収入の面などを書くときに、わかりにくいところがたくさんあるのです。こういう点をあなた方は一体どう思つておられるのか。これに関連して、川村さんもあやまられたから、私は追及しませんけれども、少なくとも私たちはこういう書き方自体が——下の者に書かして上になつてくる。だから福田幹事長は、下から上がつていつて大蔵大臣になつて幹事長になつたものだから、頭の狂つたようなことを言ひ出す。これは官僚の一番悪いところ。大蔵省の官僚の人は非常に頭がよくて賢過ぎるからこんなこと

になる。私はいろいろその省へ行きましたけれども、大蔵省が頭のいいことはよくわかります。答弁なんか非常にうまいです。頭がいいから。だけれども、頭のいいのは大蔵省の役人だけであつて、末端の者はあなたの方ほど頭がよくない。だから、税金を納める人が非常に困つてゐると絶えず私は言われておる。これはたまたま川村さんが通牒を出したからわかつたのでありますが、こんな文章書いたら、雑誌なんか一冊も売れません、こんなむずかしい文章。少なくとも私はこういう点で、もう少しあなたの方が——これは川村さんはたまたま親切にやつたのだと思ひます。予約減税をなすたけ百姓の人に早くわかるようにと思はれたのだけれども、何が何だかわからぬ、私はここで読んでみましたが、そういう点を一つ取る側の主税局長が考えたことがあるかどうか、——

○吉國(二)政府委員 ただいま御指摘がございましたとおり、税法の文章等が非常に難解であるという事は、私もしばしば耳にもいたしてあります。私も自身も反省をいたしてあります。これを改善すべくいろいろ努力いたしておるわけでございます。たとえば前臨時主税局長時代に、税制調査会の中にわざわざ税制簡素化部会というものを設けまして、税制をわかりやすく、しかもできるだけ公平を害さない範囲においては簡略化するという事を主眼にいたしまして、いろいろ審議をいたしました。それによつて二つの答申を得て、それを去年も実施いたしましたし、ことしも法案に織り込んで御審議をお願いしております。もちろん現在の段階でもなお十分でございますし、私も知恵をしぼつてさらにわかりやすい税制をつくり上げることが必要であると痛感をいたしておりますので今後とも十分御叱正をいただきたいと思つ次第でございます。

○佐藤(観)委員 ついでにといつては悪いけれども、ぼくは大蔵省の役人の人が、主税局の人が、税金を納める側に立つたことがあるかどうかとい

うことだと思ひます。あなた方は押しつけてやる。もう一つは、上のほうの人が自分で文章を書かないで、自分が判こを押して回すだけだ。吉國さん、読んでないでしよう。あなたは主税局長だから、泉さんが読んで、大蔵委員会であやまらなければならぬようなことをやるのは、これはやはり下の人にまかしてやるからいかに。こういう重要なことは、当事者そのものが処理に当たらなければ、こういう問題が起きると私は思ひます。少なくともこれは好意的にやつたのだけれども、私はこの中に官僚の悪いところがあるし、それから日本に日本の官僚の国でありますから、あなたの方が実際盛んにやつておるわけですから、大蔵省の人は日本の政治を支配してゐるといわれておる。それだから、福田赳夫さんのような幹事長が思ひ上がつて、何か自分が天下を取つて総理大臣になつたやうなことを言うけれども、それは間違つておると思ひます。少なくともそういう点で、予約減税に関連していろいろ調べてみると、大蔵省の考え方の中にはやはり非常に独善的なところがあると思ひます。吉國さんはい

ばつたことはない人だと思ひけれども、心の中にどこなく民衆をべつ視したり、あるいはやつてゐることの中には国民の気持ちからわかないところがあると思ひます。せつかくこういうやうな、川村さんが好意をもつて、それで予約減税をやるという中には、これは国会無視の精神が入つておるでしよう。それは間違ひだと言われるかもしれぬけれども、どうせ国会議員なんかというやうな腹があらはせぬかというやうな危惧を持たれるわけでは。私は特にこういう問題が起きたから言うのではなくて、平素税金を取る側の主税局が、国民のわからないやうな文章を書いて、そして押しつける、そして文句があれば税務署の署長なんか形なしにおこるけれども、納める大衆はあなたの方のように頭がよくない。あなた方は東大の秀才で、二番か三番の人であるんだらうけれども、国民はそんなにえらい人はいないんですよ。選ばれた人はあなたの方だけだ。私は正直いってこの文章を読

んで何が何だかわからぬ。読んでみんなに笑われますよ。私はそういう点で、もう少し親切があつたら、もう少しあなた方が理解を持つて、これを受ける側に立つてひとつやつていただくことが大事だと思ひます。そういう点について、そういうことを直接やらぬでもいいけれども、もう少し国民の側に立つて、税金を納める側に立つて主税局が考える必要があると思ひます。この点は吉國さん、どういふふうに考えますか。

○吉國(二)政府委員 御指摘の点はまことにそのとおりだと思ひます。私もそのために、税金を納める側に立たなければならぬと思ひまして、実は昭和二十六年以来ずっと申告をいたしておりますが、大体申告書は自分で持つてまいりまして、税務署の相談係に聞いて、書いて納めるやうにしております。実際行つてみますと、なかなか納税者の皆さんは、申告書がわかりにくくて書けないという状況も、実は私も見ております。しかし、同時にまた、最初からあきらめて、税務署からお送りした封書をそのまま封を切らずにおいでになる方もあるやうでございます。しかし、税務署がこのごろ非常に丁寧に努力してゐることは事実だと思ひます。ただいまお話しのごさいますように、主税局といたしまして、善意の納税者の気持ちというものを前提にして税制を立案してゐることは、主観的にはまさに疑いないところでございますが、能力あるいは態度等においては主観的な態度が十分でないという点でございます。したが、今後とも反省をいたしていきたいと思つております。

ただいま御指摘のごさいますことの直税部長通達には、実は先ほど川村直税部長から申しましたが、部内の事務進行のために出した通達でございます。御承知のとおり、普通法律は、今度もお願いしておりますやうに、年度の初めに成立してゐるやうになつておるわけでございますが、この予約減税の法律だけは年度の終わりに、しかも申告期限の開始直前に成立するものでございまして、現場では、たとえば農業については、御承知のと

おり従来から農業標準率というものをつくつておりますが、こういう作業をいたします場合に、こういう制度があるかないかで非常な違いがございます。したがいまして、毎年繰下の税務署に對しましては、今度はこういう法律を出しておる、その内容はこうであるといふことを示してあります。法律、政令案が成立いたしますまで、全部税務署に送るわけにまいりませんので、そういうことから国税庁としては事務に支障を来たさない範囲内で内容を示すことが必要であつたわけでございます。たまたま今回は御指摘のやうに文章はなはだ不適当な点でございまして問題になりましたが、いわば第一線が混乱を起こさないやう、また質問等がございました場合に、こういう法律が出てゐるから、これが通ればこうなりますといふことは、先ほどお話しした深い愛情から出た仕事でもあると思ひます。その点御了解をお願ひしたいと思います。

○佐藤(観)委員 同僚の武藤委員からもいろいろ質問があると思ひます。ぼくはもう時間がありませんからあんまり言ひませんけれども、もう一つ思ひ切つたことをひとつ吉國さんにお尋ねしたいのですが、米のために農家の税金というものは全体とすればたいしたことないと思ひます。それはこれはどのくらいあるかといふこと。それからもう一つは、そういう米の税金だけは思ひ切つてただにしたらどうかと思ひます。ほかの方法はあります。地方税の問題が出てきますからたいへんだと思いますが、そういう抜本的なことをやるお考えがあるかどうかといった点。あなたは政治家じゃないから返答できないかもしれせん。しかし、そういうやうな場合にどういふ不都合なことが起きるかといふ問題——これは一部には米が高過ぎていかぬといふやうな声もあります。それは外国と比べれば、米価が高いことは事実だけれども、これは日本のいわゆる米作農民の宿命的なものだと思ひます。そういう点から、日本の食糧といふものはある程度保護してもやはり育てていくべきだといふ考えを私は持つておりますからそ

ういふ観点に立つのですが、この米の問題がやかましくなるのはやはり税金の問題とか、いろいろ米をつくるための犠牲というものが何ら認められないというところに、ばくは農民の不平があると思うのです。そういう点を考えて、一番やりやすいのは、五十億からの予算、今日においては米の税金というものはたいした税金じゃないと思うのですが、その点について、当局者としてあなた、主税局長としての御意見を伺って、私武藤さんに譲ります。

○吉田(二)政府委員 お尋ねの米の税金につきましては、米だけ分離しておりますので、農業所得だけでございまして、現在四十二年で約五十二億程度でございまして、所得税で、なお予約減税でことし免税になる見込み額は、ことしは非常に豊作でございましたので、国税で十一億程度かと思ひます。地方税で二十一億程度、これが免税になっております。

(金子(一)委員長代理退席、委員長着席)

ただいまお話しのように、米の生産については非課税にしたかどうかというお尋ねでございまして、これは私は事務的に答えしようがないのでございまして、御承知のように、現在の所得税は所得の内容によっていろいろな区別をつけるというよりは、所得の金額を総合したしまして、そうしてその量によって所得の強弱を判断いたしまして、果進課税をいたしております。したがって、所得の内容がごうだからそれをどうするということ扱い方はしてないわけでございまして。そういう意味から申しますと、個々に、この所得は、この所得はということをやつてまいるのが特別措置として、現に米の問題がございまして、全体の所得税の体系としては、これはやはり所得がある以上はやむを得ない、また現に米価の決定にあたりまして、所得補償方式とか、あるいは再生産補償方式とか、所得ができるように保障しているわけでございます。そういう意味では、ほかのものが再生産をなし、あるいは所得を得ていると同じこととございまして、その量が少なければ少

ない課税で済みますし、量が大きくなればやはり同じように課税しなくちゃならない。さらに、もう一つ問題は、兼業農家がございまして、そのほかに所得があつて、米だけ抜けるということになりますと、これもまた非常に不公平なことになる。そういう意味では、事務的に申しまして、やはり所得税の体系としては、米の生産を除外するということとは不可能である、不可能と申しますが、非常に体系として困ると申し上げざるを得ないと思ひます。

○佐藤(二)委員 最後に、倉政政務次官にお願いしておくのですが、御承知のように大蔵省の役人は非常に頭がいいんです。これは私もいろいろな委員会に行つてみると、答弁のうまいのは大蔵省の役人がうまいのです。その中に入つて、あなたはとなしい農林の専門家の人であります。こういうような頭のいい人はどうしてもうぬぼれて、やはり人を人と思わないような傲岸不遜なような感じのするような点があるのですが、そういう点で省内のあなたは政務次官でございましてからひとつ民衆と、非常に関係の深い大蔵省の役人に對して、もう少し思いやりのある親切な――頭がいいだけでは世の中は渡れませんから、ひとつそういう点で十分に注意してやつていただきたいことをお願いしておきます、私は終わります。

○田村委員 武藤山治君。

○武藤(山)委員 私は、割り当て時間約三十分程度とありますが、答弁はひとつ簡潔に要点だけをお答え願ひたいと思ひます。

まず第一に、食糧庁長官に、世界の食糧需給見通しと申しますと、長期的なもの、短期的なもの、現状から触れて、食糧というものと人口増というものがどういう形に発展していくだろうか、どういう関係になっていくだろうか、こういう点からまず世界の食糧の需給状況をちよつと御説明願ひたいと思ひます。

○大口政府委員 どうもあまり大がかりな御質問で戸惑うわけでありまして、私は世界の、大体二つに分けて、先進国とそれから発展途上国

というふうに分けた場合に、先進国におきましては人口の自然増加率が相当以前から下降もしくは停滞傾向、日本もその例外ではない地位に立ち至つていと思ひます。これに反しまして、いわゆる発展途上国と称せられる東南アジア並びにアフリカ諸国におきましては、依然として人口の自然増加率が相当に高いという状態でございます。ところが、食糧の生産面から見ますと、先進国で主として生産をされます小麦につきましては、先般の戦争直後に著しき不足時代を経験いたしました。最近ではその状態も解消いたしました。ほぼ均衡がとれたような状態でございます。

それから発展途上国の主たる生産である農産物、ことに食糧農産物としてかりに米をあげますと、生産の伸び率というものは、技術が依然として非常に増えおる、その他の関係もございまして、人口増加率をはるかに下回つておる。現に東南アジア諸国におきましては、米というものは大体過剰物資であるという時代が一時あつたのでありますが、最近では米はむしろ不足物資でありまして、アジアに位置する先進国たる日本の役割りとしては、これらの諸国の食糧生産の伸びをいかにして増強させるか、技術並びに資本をいかにして増強させるか、技術並びに資本をいかにして手伝うかということが問題になつておることから考え合わせまして、今後の世界の食糧需給というものはいまの人口増加率と技術並びに資本の投下量というものとにかかつておると思ひまして、決して樂觀は許さないとこのうらに考へております。

○武藤(山)委員 世界の食糧と人口というものを検討した際には樂觀を許さぬ。したがって、日本の食糧関係を担当する食糧庁としては、日本の主食は自給体制という観点からこれを推進すべきであるか、それとも工業立国として進むためには自給体制というものをある程度放棄してもやむを得ないと考へて施策をやるのか、食糧庁としてはどちらをとりまつか。

○大口政府委員 農産物全体、ことに食糧農産物の自給をどうするかという問題は、個々の場合に

よつていろいろ事情が違ふと思ひますが、米に限定をして申し上げますと、米は二千年来日本民族の主食として非常に重要農産物でございまして、少なくとも米に關する限りはできるだけ内地産のもので自給をするという目標でやつていくべきものと思ひます。

○武藤(山)委員 日本人の今日の米の消費量というものは、推定実収高一千四百四十万トンですが、それに対して、年間どうしてもこれだけは消費量として必要だといふ、その数値はどのくらいになるわけですか。

○大口政府委員 日本人全体の食糧の所要量は、いろいろな統計の方法があると思ひますが、大体食糧用として約一千一百万トン前後、そのほかに加工用がございまして、一千一百万トンと二百万トンの間ぐらいというふうに私どもは把握をいたしております。

○武藤(山)委員 そういたしますと、昭和四十二年産米がもう超豊作であつたと見ても一千四百四十五万トン程度、これは一年間の消費量から見れば二百万トンくらいは多くないわけですね。そういういたしますと、二百万トンの米というものは国民の食べておる量から見ても何カ月分に該當いたしますか。

○大口政府委員 先ほど私が申しました千百万トンないし千二百万トンという消費量は、農家もそれから消費者も含めての日本人全体の数でございます。そこで、昨年産米が豊作でありましたことの結果、食糧庁が管理をいたしております政府の手持ち米が、大体ことしの米穀年度末で二百三十万トンないし四百万トンぐらいになるうかと思ひます。したがって、この二百万トンが政府が持つておる二百万トンということになりまして、政府が配給をいたしておる対象人口をもとにいたしますと約四カ月分。それから、ただ二百万トンが大体どのくらいの数量かということになりますと、先ほどの、年間が千二百万トンということになりまして、大体六分の一でございま

すから二カ月分、こういうふう計算上出てまいります。

○武蔵(山)委員 そのわずか全国民の二カ月分の食糧程度が過剰になって倉庫に入つたからという一時的な現象をとらえて、日本の米の需給関係といふものは大きく変わった、そういう判断に立つて、もう米の生産意欲を国が指導する必要はない、したがって予約減税制度なんというものは廃止するのだ、こういう税制調査会や大蔵省主税局の見解に対して、食糧庁長官はどう思いますか。率直にひとつ意見を聞かしてもらいたい。

○大口政府委員 まず需給の見通しの問題でございしますが、私もとしましては、米の一人当りの消費量は少なくとも最近二、三年間は漸減傾向をたどつておる。それから、農村地帯における一人当たりの消費量も、最近においては漸減傾向があらわれております。他方、生産の面からいいますと、農地のいろいろの壊廃をする一方、農地の造成をいたしまして、全国的な耕地面積はほぼ横ばい。反収は、技術の進歩に伴つて、徐々にございしますが、今後伸びるだらうと思ひます。ただ、この耕地面積は、地方別に見ますと、日本の米の生産の主力を占めております主として東日本におきましては、耕地面積は最近きわめて堅実に伸びてまいつておりますので、米の生産といふものは、すでに、平年作で千三百万トン台は確保できるというふうなところまで技術が進歩したというふうな考へております。

現在の手持ち量が、すでに将来に向つて需給が決定的に緩和をしたというふうな考へられるものであるかどうかにつきましては、私はにわかにはここに断定をいたしません。しかしながら、米の全体の生産と消費との関係からいいますと、少なくとも相当苦しかった時代とは明らかに様相が違つてゐるのではないかと認識は持つております。

それから、予約減税との関係を申し述べられたのでございしますが、予約減税制度は、御案内のとおり昭和三十年に、いわゆる予約制度が発足をした

しました際に、この制度の円滑なる推進を果たす役割りの一翼をになう制度として発足したと了解をいたしております。政府に対する米の集荷を促進するといふ目的だらうと思ひますが、国全体の需給問題につきましては、先ほど申しましたように、にわかには将来を断定し得ないとは申ししますものの、政府に対する米の集荷といふものは、最近生産の若干の豊凶にかかわらず、非常に順調な足取りで伸びておりますので、予約制度の円滑なる推進という役割りで発足したこの制度は、おむね役割りをすでに果たしてゐるのではないかと認識も私は成り立ち得ると思つております。

○武蔵(山)委員 おおむね役割りを果たしたと思ふということは、もう農民に対して予約減税は廃止されても、事情から見ればやむを得ない段階だ、こういうあなたの認識ですか。それとも、予約減税は、やはりあることによつて、こういう米の政府管理といふものが非常に好ましい状態にまで発展をしたのだということ、今後も持続すべきだと思へるのか。その辺を明らかにしてもらひたい。

○大口政府委員 予約減税制度が発足をしたときの予約減税制度に期待したておつた役割りは、すでに果たしたというふうには私は考へております。また、予約減税制度といふものを税制の面で見かざる評価をすべきかという問題は、私は門外漢でございしますから、私からお答えすべきでない問題と思ひますが、やはり税の体系の問題としては御検討がなされるのではなからうかというふうな考へております。予約減税制度が発足したときにこの制度に期待した役割りは、おむね完了したもののといふふうには私は認識しております。

○武蔵(山)委員 そのおむね目的は果たしたといふことは、ほかに原因があると思ふのですよ。それは、やはり価格が、生産者米価がやみ米との格差を縮めてきて、もう自分のところへしまつておいて端境期になつて売るよりも、事前売り渡しで売つたほうが、農民としては手間もかからぬし

保管も必要ないし、売り渡したほうがいい。それにはもちろん減税といふものも早く売れば含まれてゐるから、争つてひとつ国に売ろう、こういう裏表になつてゐるわけですね。したがつて、私は、この制度をやめた場合に、しかも凶作というやうなものに遭遇したときに、やはり、ああこれは早まつたという後悔をするのではないだらうか。廃止をした場合に、そういう心配をするわけですが、そういう心配は全くないと思へる官はありますか。

○大口政府委員 この予約減税制度に対する評価のしかたなり今後の問題については、いろいろの角度から今後検討されてしかるべき問題と考へております。私が先ほどお答えをいたしましたのは、予約減税制度が発足をいたしました際にこの制度に期待をいたしておりました役割りといふものは終了したのではないかとこの限を以て申し上げてゐるつもりでございします。

○武蔵(山)委員 主税局長、四十三年度の税制改正に関する答申の中に、「最近における米穀管理の実情等にかえりみ、昭和四十三年以降に生産される米穀にかかる所得については、特例措置は講じないこととする。」という答申に対して、さらに主税局長は税制改正要綱の中でその点を受けて、「昭和四十三年以降に生産される米穀にかかる所得に対する課税の特例については、打ち切りの方向で検討することとする。」というふうに要綱に説明をいたしてゐるわけですね。この点については、大蔵省内部では、与野党から強く要請があつても、また農業団体から強く要求があつても、この本年の要綱の中に書かれた趣旨といふものは貫くのだ、そういう強い意思を表明したものなのか、それとも、本年の凶作であるか豊作であるかの事情といふものを十分勘案をして、本年の暮れあたりに十分検討した上で態度を明らかにするのか、その辺の詰めは大蔵省としてどういうところまで検討したわけですか。これは副大臣ともどもひとつ答弁を願ひたいと思ふのであります。あなたは大臣のかわりとして非常に政治的な決断を必要とする

取り扱いであらうと思ひますから、副大臣の見解もひとつ聞かしておいていただきたい。それから主税局長の見解を聞きたいと思ひます。

○倉成政府委員 予約減税の廃止するかどうかという問題は、税制調査会の答申もございしますけれども、私どもとしましては四十三年度からは廃止をしたい、こういう考へ方でございします。

○吉岡(二)政府委員 ただいま政務次官が申されましたとおり、今度は要綱に備考へ掲げましたのは、今回の改正要綱は国会の法律改正を書くものでございします。したがつて、備考にいたしましたわけで、ただ、先ほど申し上げましたように、この制度が単独法で、しかも年度末に出ますので、あらかじめ四十三年産米からは廃止をするという意向を明らかにしておかないと、あとでそれが予定されておつたということでも困るという趣旨で書いたものでございまして、そういう意味でまさに政務次官の申されたとおりで、四十三年産米からは廃止をしていきたいという気持ちでございします。

○武蔵(山)委員 政務次官、あとで後悔しないように。これは六月に参議院選挙があるのですから。自民党の大蔵政務次官がはつきり、ことしできる米はもう予約米減税は認めないのだ、しないのだといふことをここで言明したことは、全国の農民はこれはえらい関心を持ちます。私ども社会党は、参議院選挙で徹底的に農民に知つていただくたいと宣伝いたします。いいですね。いかなる凶作があつても、いかなる米の本年の生産状況に変動があつても、四十三年産米には予約減税はもう認めない、こういう強い態度ですね。よろしゅうございしますか。

○倉成政府委員 私が答えましたのは、四十三年度の予約減税は廃止したい、そういう大蔵省の考へを明らかにしたわけでありまして、したがつて、まあとにかくとんでもない大凶作が起こるとかいろいろなわれわれが常識的に考へられないようなことを前提としてお話しになるのであれば、そう

いう場合にはまた違った角度からこの問題は検討
さるべきだと思っております。

○武蔵(山)委員 それだったら、やっぱり政務次
官、初めから、それはひどい凶作になったときに
はその事情というものを勘案をする、事情変更の
原則というものもある程度は考えるのだ、そう柔
軟な答弁をするならまだ話はわかるのですが、先
ほどのあなたの答弁は、もう四十三年から断固
廃止じやという非常に四角ばった答弁であります
から、これは与党のためにまた倉成さんのため
にもあまり好ましくない答弁ではなかったかと私
は思うのであります。

次に、食糧庁長官、きょうの日本経済新聞を見
ますと、中国から輸入できる限度は大体六万トン
程度だろうということが新聞に書かれていたわけ
であります、あなたは直接の相談にあずかった
かどうかはわかりませんが、経済関係がそういう
ことをしゃべっているという点から、六万トンぐ
らい中国から輸入するということは、国内の米生
産に影響がないという判定からなのか。何を基準
にして六万トン程度ならばということが出てきた
のか。特に主食の管理を扱う食糧庁として何か
これに対する御感想、あるいは相談にあずかって
いるとするならばその計算をはき出した根拠、そ
ういうものをひとつとつとてお示し願いたいと思
います。

○大口政府委員 食糧の需給計画といたしまして
は、昨年産米が御承知のような豊作であります
ので、米だけの純然たる需給上は外国から米の
輸入はゼロにしても差しつかえないだけの手持ち
を持つております。しかしながら、御承知のよう
に現在の配給制度におきましては、内地米と徳用
上米と徳用米というふうに三段階に分けておりま
す。ことに、昨年の秋の消費者米価の改定の際に
徳用上米並びに徳用米につきましてはほとんどそ
の値段を引き上げないという措置をとりましたこ
との結果、徳用上米につきましてもそれぞれたと
えば特殊嗜好飲料その他固有の需要がございま
すが、私どもは、一方において内地米の豊作を念

頭に置きまして、準内地米の総輸入量は今年数年
度においてほぼ二十万トン程度というふうに例年
よりも著しく縮小をいたしましたのであります。現在
準内地米の輸入ソースをいたしましては、台湾、
中国並びにアメリカが考えられるわけでありま
すが、それぞれ品質並びに価格等を勘案した上で
それぞれのソースから輸入量をきめてまいらるべき
ものと考えておりますので、品質、価格等につい
て全くめぐらない間は、ほばい申しました総輸
入量をそれぞれ三等分して考えるのが大体常識で
はなからうかというところが、その六万トンとい
うことを、私ども公式に申し上げておりましたが、一般
に伝えられている根拠ではなからうかと思つてお
ります。しかし、やはり物を買います場合には、
品質並びに価格等が他のソースと比較していか
かというところをきめた上で数量は判断するべき
ものというふうに私どもの立場としては考えてお
ります。

○武蔵(山)委員 この二十万トン予定の輸入米と
いうのは、消費者に直接配給する量が多いのか、
それとも酒造米とか菓子とかそういう面に向け
るほうが多いのか、この二十万トンの消費割り振
りというのはどんなぐあいになるのですか。

○大口政府委員 加工原料用といたしましては別
に碎米等の輸入の予定をいたしておりますので
準内地米二十万トンというものは主として食糧用
として配給する予定の数量でございます。

○武蔵(山)委員 それから長官、いま日本の人口
が非常に伸び率はわずかしかふえていない。しか
し、最近労働力不足の問題や日本のこれからの方
業立国としての大きな手である労働力確保
という面から、いまのこの産児制限というものが
ある程度違った方向に進むのではないかと、こ
れは遠い見通しであります、そういう点を考
えてみると、これから十年先あるいは十五年先と
いうものの日本の人口を推定して、その場合に
いまの米の生産量でまかなってけるのか、これか
ら何年先ぐらい一千三百万トンぐらいの収量で人
口をどの程度まではこれで自給ができるという、

そのちようど接点は何年ぐらい先になりますか、
いまの人口増から見て、どういう見通しをされて
おりますか。

○大口政府委員 米の生産量と消費量とがどうい
うふうな関係になるかという問題は、ただいま御
指摘になりました人口増の見通しの問題とから
んで一人当たりの消費量、これはカロリーあるいは
でん粉質食糧等にも関係してまいらると思ひます。
人口増加がありますと同時に、国民所得の水準の
向上に伴って、最近見られておりますように、で
ん粉質食糧が逐次その摂取量が減少している傾向
が、どういう形でどういうテンポで進むかという
問題もあわせて考える必要があると思ひます。農
林省部内におきまして、米の需給の今後の見通し
というものは、現在鋭意いま申しましたような点
を十分詰めた上で検討をいたしておる段階で
ございまして、いまここで何年先というふうには
ちよつと的確にお答えできませんが、しかし、
農林省としてしましては、先ほど申しましたように、
日本国民の主食である米だけは何とか自給体制を
完成するという目標をいくべきであるという考え
方で現在進んでおることを申し上げておきます。

○武蔵(山)委員 しかし、長官、あなたはもう長
い間農林省におるんですから、いま国会が始まっ
たからこの段階で検討しているんだというような
ことじゃなく、いまの人口成長率からいって、大
体生産量はどの程度しか、そう幾ら肥料をやっ
たって、開田がどんどんふえれば別ですが、し
かし、やはり収穫増減の法則があるのですから、幾
ら窒素、燐酸、カリをくれたからといって、一反
歩から十五俵も二十俵もとれる農業というのはい
ないのですから、したがって、大体一千三百万トン
ぐらいのいまの生産量というものを基準として考
えた場合には、いまの成長人口増からいって何
年後がちょうど需給とよとの接点にいきます
か、それはわかるといふ。そのことはいまの人
口増で計算した場合……。

○大口政府委員 先ほど申し上げましたように、
最近の日本人全体の米の消費量が年間で大体千百
万から千二百万トン程度とつかんでおりますもの
で、その意味では、もし千三百万トンというもの
の平年作が毎年確保されるとすれば、そういう計
算上はすでに自給が達成しておるということにな
るわけでございまして、むしろ人口増加の問題よ
りも今後の農業生産がどの程度に平年作というも
のを下回る年があり得るかという問題にか
かってくるような感じがいたしますが、一応千
三百万トンが必ず毎年確保されるというること
になりますれば、ほば食糧並びに加工用の米の需
要はまかない得るのではなからうかというふうに私
どものほうでは見ております。さらに精密な作業
をした上で今後の見通しは詰めるべきものと思
っております。

○武蔵(山)委員 いまの答弁ははなはだまだ不満
足で納得できませんが、あとで詰めた数字をお見
せいただいて、人口増と食糧の問題がどうい
う関係に発展をするかということとはひとつ資料として
お示しを願いたいと思ひます。

次に、主税局長にお尋ねをいたしますが、主税
局長、昭和四十一年と四十三年の農業所得の実績
額はどのくらいになりましたか。実績でひとつ示
してもらいたいですか……。

○吉田(二)政府委員 昭和四十一年度は、農業所得
といたしましては千三百八十四億円、それから四
十二年度といたしましては千七百七十二億円と見
積もっております。四十二年度は見込みになりま
す。

○武蔵(山)委員 そうすると、四十一年の実績はど
うですか。

○吉田(二)政府委員 千二百五十四億でございます。

○武蔵(山)委員 税額をちよつと申すてくださ
い。四十年、四十一年、四十二年はいま申告して
いるからわからぬでしょうか。

○吉田(二)政府委員 四十年は税額にいたしまし
て三十六億円、四十一年は三十九億円、四十二年
の見込みといたしましては五十二億円程度と見込
んでおります。

○武藤(山)委員 もしこれは予約減税なかりせばと計算をしたら、一体どのくらい金額になりま

すか。四十年、四十一年、四十二年は。

○吉國(二)政府委員 四十一年は予約減税による減収額は約九億でございますので、四十八億程度になるかと思ひます。四十二年の見込みでは、先ほど申しましたように十一億程度と見ておりますので、六十三億程度になるんじゃないかと思ひ

ます。

○武藤(山)委員 これだけの農民に対する恩恵といふものを――さらにこれに地方税が加わりますから、かなりの金額になろうと思ひのであります。私自身百姓をやっておりますから、いかにこの予約減税といふものが農民の関心の強いものであるかといふことを実は実感を持っておりますわけでありま

す。たとえばもみすり機――とにかく早く出せばこれだけの減税になるというので、わ世をとかく二反歩無理をしてもつくる、九月三十日まで何となく一俵について六百八十円でも、これは農家にとつたらたいへん大きな金額である。そこでたいへんなもみすり機の引っぱりだこで、実は私も近所に貸したり何かしているのを経験をしている一人であります。そういう関係から、主税局が考へて以上の、農民はこの予約減税の恩恵といふものをはで感じてゐるのですね。したがって、これはそう簡単に、昭和四十三年からもう廃止するのだというようにことを打ち出すといふことは、農民に対してほんとうに冷淡な仕打ちだといふ受けとめ方をするわけですよ。だから私は税制調査会が米の予約減税はもう廃止するのだといふことを、全く米をつくった経験のない人たちが集まって、簡単にこう処理をしようとしてゐるけれども、もし農民にだけそういう犠牲を負わせるなら、他のものについても四十三年からかきりひとつやりますよ、配当の分離課税ももう一切廃止します、総合累進課税のいまの所得税制といふものを完全に守りますよ、あるいは医者の控除も、これもひとつ公平という原則からいくなれば、あるいは所期の目的からいくなれば

これも果たしてゐるだろうから、これも整理しますよ、すべてを見渡して、公平にそういう措置といふものを取り扱うならば、私はまだ農民はがまんできると思ひます。しかし、団結のできない個々ばらばらな非常に数の多い農民であるから、主税局がやろうと思へば、そう抵抗がなく廃止ができるという、そういう階層にだけまっ先に目を向けようとするこの政治の姿勢は、どう見ても私は冷酷非道な農民いじめの態度といわなければならぬと思ひます。ですから、私は主税局がどういふわけであらうかは予約減税は廃止するのだといふことを言っているのか、その真意がわからないのであります。公平化のためなのか、そういう点を少し率直に、偽りのない、他との振り合い、バランスといふものを十分考えた上で答弁を主税局長からひとついただきたいと思ひのであります。

○吉國(二)政府委員 ただいま御指摘がございしたように、予約減税の問題も、これは租税の特別措置の一つでございします。しばしば御指摘がございしますように、租税特別措置といふものは、一つの政策目的を持つてゐるという面と、それによる税制の公平が一部害されるという面と、それを持つておられますので、絶えずその実情を再検討して洗いがえをしていかなければならぬ、これはもう仰せのとおりであると思ひます。現に私どももそれに心がけてゐるわけでありま

す。

この予約減税の制度は、御承知のとおり、従来超過供出奨励金あるいは早場米奨励金についての免税制度が当時の米穀事情として政策的に必要であつたといふことから、それを事前売り渡し申し込み制度に変わったときに換算をいたしてつづいた制度でございします。その当時は、御承知のとおり全農家のうちの米作課税農家といふものは大体一四・五%でございましたし、売り渡し農家のうちの課税農家といふものは実に二六・七%もあつたわけでありま

す。ところが、その後累次の減税が続きました、現在ではその数が、一五%あつたものが四・一%、さらに売り渡し農家のうちで課税農家といふものが二六%あつたものが六・五%程度に下がつております。したがって、従来から毎年のように税制調査会がこれが問題になつたといふ趣旨は、単に他の所得者との間の不均衡という問題ではなくて、農家相互間においても非常に不均衡がある。さらに、この措置を受けている者の間でもこの制度の不可避的な現象といつたしまして、地域によつて非常に不均衡がある。早場米地帯とその他とは全く不均衡があるといふことはしばしば言われております。そういう意味で、昨今になつてこれを廃止するといふことを税制調査会が言つたわけではございせん、前からこれは言つておつたわけでありま

す。そういう意味で、最近の状況を見ますと、全農家といふ観点から見ますと、これはわずかに五%程度のものだけが恩恵を受けるという結果でございします。その不均衡といふものはむしろ農家そのものの中にあるといふ点から、しかも予約減税がその事前売り渡し申し込み制度の補強策として役に立つておるかと思ひます。最近では事前売り渡し申し込みよりもこの減税の適用のない、それを越えた供出といひますが、売却、これが非常に多いのです。たとえば、ことしなどは御承知のとおり予約した数量は八百十萬トン程度でございします。実際に供出されるものは九百十萬トンをこえると思ひます。そういう実情で、先ほど食糧庁長官が言われましたように、この制度の目的としてはもう十二分に達してしまつて、これはすつかり地についてゐる。予約売り渡し制度は地についた、こう見られるといふことから、この際廃止をしよう、こういうことを言つたわけではござい

ます。

ほかの特別措置につきましても、同じようにその効果等を考へて廃止すべきものは廃止する。たとえば、本年の税制改正におきましても、価格変動準備金の率を下げてゐる。なぜ下げたかと申しますと、この価格変動準備金といふものは前に税率を上げたときにその代替措置としてある程度認められたものでございします。したがって、

四十年、四十一年と法人税率を下げました。それに応じて今度切り下げをした、そういうようなことをやつておるわけではございします。配当について御指摘がございましたが、この配当利子につきましても、御承知のとおり、昨年度源泉徴収税率を引き上げまして、自後三年という期限をつけて現在その実効を見守つておる最中でありま

す。

○武藤(山)委員 いまの主税局長のお話の中で、五%程度しか恩恵を受ける農家がないといふその根拠はどういふことですか。全農家数が幾らで、米作農家が幾らで、予約売り渡し農家が幾ら――大体五%程度だからもう恩恵者が幾らもないといふような説明をしてゐるのだけれども、私氣に食わないですよ。あとで反論しますが、ちよつとその積算の事実を説明してください。

○吉國(二)政府委員 これはもうすでに御要求で資料を出しておりますので、御承知と思ひますけれども、全農家数は四十二年で五百五十一萬九千世帯でありま

す。このうち米作農家が四百九十二萬二千世帯、それに対して、米作をしていて課税農家が二十二萬四千軒でござい

ます。それで、五百五十一萬で割りますと二二萬四千軒が四・一%、それから四百九十二萬で割りますと四・六%といふことで申し上げたわけではござい

ます。

○武藤(山)委員 それ以外に、これによる減税といふものは、地方税はほとんどの農家が所得割りを取られておるが、その所得割りを計算する場合の市民税、県民税の基礎に、予約減税のこの恩恵は全部受けるんですよ。農協から証明書をもらつてくれば全部受けるのです。ですから、この制度の恩恵を受ける農家のパーセントは四・一%どころではないですよ。ただ所得税に限つてはこうかもしらぬ。しかし、この制度自体によつて恩恵を受ける農家のパーセントといふものは、三百四十

四

四

四

四

六万二千戸の農家が、ほとんど大半市民税、所得割りや何か納めておるのですから、そういう人たちは大体かかるとね。地方税の課税最低限度の低いのをあなたは知っておるでしょう。四十二年度は四十三万三千円ですから、だからそういうような地方税に對してもこれはかなりのメリットがあるわけですが、農民にとつては。ですから、そう軽々とこれは四・一%だからはずしてもいいのだということでは片づけられては百姓はたまつたものではない。まことに自民党政府は農民に對して血も涙もないと委員長に言いたいですね。委員長もかぶりを振ってありますが、だから、これは委員長や与党の良識ある委員が、この年度間を通じて予約米減税の廃止はできないといううな、自民党としておそろく配慮をせざるを得ないのじゃないかと私は推察をいたしておるわけでありすが、そういう農民の実態をもつと考へてもらいたい。

それからもう一つは、農業という仕事は営利を追求してもうかる他の商売と本質的に基本的に違ふのだというこの認識が大蔵省に足りないやうな気がするわけでありすが、他の産業だつたら、資本を投下し設備を増大すればどんどん大量生産ができる。しかも一個のものは少なくて、大量生産、薄利多売の競争でうちかつものがほとんど利益をあげることが可能であります。一反歩のたんぼを地上五階、六階建てのビルをつくつて、機械を入れ、千五百坪にも二千坪にも他の産業なら利用ができます。しかし、農業という職業は地下二階、地下三階をつくつて、日の当たらない地下三階にアスパラガスやウドをつくり、一番上に米をつくるなどというそういう技術革新もあるいは土地の高度利用もできない。おまけに一生懸命肥料をくれ、資本を投下して手だてをしても、台風がやってくれば一朝にして百日の説法へ一つです。しかもその生産されるものは人間の生命を維持する、人間生活に欠くことのできない最も重要なものを一つつておる職業なんです。ですから、単なる営利追求の商売と農業というものを

を同列に考へて、所得のあるところ必ずこれを捕捉し課税するというその原則だけで農業をながめるといふことは、私は、大蔵省としてはこの辺で少々農業というものの對する見方を変えていただきたいと思うのです。大量生産、薄利多売の競争で勝てない商売なんですから……。そういう点に對しての配慮をすることは税法からいつたら越権である、税法はもつと冷たいものである。自民党の代議士が本会議でかつて、税というものは冷たい顔をしておるものであるという演説をぶちましたが、その冷たいものだけでこういう特殊な職業についてまで一律に取り扱おうとする主税局の態度というものは、この辺で少し改めてもらいたいと私は思うのであります。主税局長の御見解はいかがですか。農業を幾らか知っておるのですか。

○吉田(二)政府委員 ただいま仰せのとおり、農業の所得につきましては地方税がかかつておりすが、この地方税の税収額は先ほど申し上げましたように二十一億程度ですが、課税農家数等はいま調べて、ある機会に申し上げたいと思ひます。いまおっしゃいました農業の特殊性の問題、これは税制の上では全体としては考へられておると思ひます。たとえば事業税というものにおきましては、農業を除外しておることは御承知のとおりでございます。所得税は先ほど申し上げましたように、そういうものから出てくる諸経費をすべて控除した残った所得でございますので、所得の量というもので差別をつけて課税をするというのがたてまえでございます。累進課税等も所得別に差別をつけますと、累進課税、総合課税というものは不可能になりますので、所得税の面あるいは住民税の面では農業の所得も他の所得と同じように考へなくちゃならぬ。また、土地に制限がある点は確かでございますが、同時に、たとえば手に生産手段をあまり必要としないサービス業というものもそういう意味では同じような面もあるかと思ひます。そういう所得の質を差別できないといふか、差別しないといふのがいまの所得税のたてまえだと思ひますので、この点は御了承を願ひたいと思ひます。

思う次第でございます。

○武藤(山)委員 持ち時間が終わりますからやめますけれども、いづれにしても主税局長、農業というものは立地条件だけじゃないですよ。それは化学食糧でも發明されて、窒素、燐酸、カリとたんぼのどろをまぜたら米ができる、豚ができるといううまい時代はこないのですよ。それは星の世界に人間が到達するようになって、食糧というものは宮々努力して、おてんとくさまと気温と風のがあい、農民はとれるかといふかわからないものを一生懸命生成して、災害にあえばそれでパアなんです。したがって、商人に貸し倒れ準備金や価格変動準備金を許すように、農民に對しても、病害虫損害引き当て金とか、あるいは災害引き当て金といううなものを農業所得に對して新たにこの際検討すべきではないかと思ひるのであります。それからもう一つは、農家がどんどん三ちゃん農業になつて、じいちゃん、かあちゃん、ばあちゃんになつてしまつて、日本の食糧自給といふものは、将来長い展望を持つたらばたいへん不安もある。そういう問題を主税局も十分考へるならば、農家の主人に對してある程度控除を別に認める。いまの基礎控除十五万とは別に、農業をやる者には、その主人に對してさらに、十五万の農業従事者控除というものをひとつ認めてやる。そのくらいな、二つくらいな制度を主税局長がこの際新たに打ち出すならば、まさに吉田名主税局長として後世に名が残るであらうと思ひます。農民に對して、非常にウエートの少ないわずかな税金、主税局の仕事から見ればほんの小さなウエートしか占めないでしよう。しかし、頭数の多い営々努力しておる、しかも採算の非常に悪いその職業にぐちをこぼさずにかせいでいる農民の気持ちを、税制の面からも十分私は検討していただきたいといふことを強く要求をして私の持ち時間を終わりたいと思ひます。ひとつ十分御検討のほどをお願いいたします。

○田村委員長 岡澤完治君。
○岡澤委員 最初に、昨年の十月から米の消費者価格の値上がりがございました。この一四・四%の値上げ実施に關連して新旧の差益金が生まれるはずでございますが、その差益金についてお尋ねいたします。
大体どのくらいの金額が差益金として出ますか、お尋ねいたします。
○大口政府委員 消費者米価の改定をいたしました際に、改定をいたしました当日、販売業者が手持ちをいたしておりました米につきましては、ただいま御指摘のとおり差益が発生をいたすわけでありすが、私どもは、一方において配給の円滑なる実施ということから、一定数量のランニングストックというものは当然あるべきであるという考へ方を持っておりまして、その当然必要とするランニングストックをこえる部分につきましては、これは契約に基づきまして販売業者から政府に納付をさせるという措置をとつております。
昨年の十月の消費者米価の改定の際に、政府に差益として徴収をいたしました金額は、総額七百三十三万三千円でございます。
○岡澤委員 長官は私の質問に對して答へておられない。私はその十月一日実施の時点において差益金はどれくらい生じておると推定されるかと聞いておるので、幾ら徴収したかと聞いていたのです。まずその問いに對して答へていただきたい。
○大口政府委員 たいへんどうも失礼いたしました。差益金の発生額の合計は一億三千七百十八万七千九百円でございます。
○岡澤委員 その数字に間違ひございませんか。何を根拠にしてそういう数字を出しておられるか。
○大口政府委員 どうもたいへん単位を間違えて非常に恐縮でございます。卸売業者並びに小売り販売業者合計十三億七千八百八十七万九千円でございます。単位を一つ間違えて申し上げました。失礼いたしました。
○岡澤委員 ほんとうに残念でございます。私は初めて本委員になつたといふのでなめられたかも

しれませんが、質問に対して二回とも間違つた答えをされた。しかも一けた間違えられ。食糧庁長官が一億と十億と間違えられるというのは私は大きな問題だと思ふのです。

○岡澤委員 いまお答えがあつたように、専売品であるたばこや酒については、値上げの場合に明らかに差益金を徴収しておられる。同じような意味での統制品、統制価格をきめられておる米について、一方で消費者は値上げという大きな負担をし、また納税者という立場からしますと、たいへんな食糧会計の赤字を背負つておる結果、その値

上げの瞬間に、一部の卸売り業者あるいは小売業者が利益を得ることは、どうも納得できない点がある。そういう意味からこそ、私は、会計検査院から二度にわたつて指摘があつたと思ひます。現に酒、たばこについては差益金が国庫に徴収されておるのに、どうして二回のせつかくの指摘があつたのか、この米に限つてそういうことを実行されないので、どこにその隘路があるのか、お答えをいただきたい。

○大口政府委員 いまの合計十三億七千八百八十七万九千円の卸売り販売業者分は九億九千九百九十二万七千円、小売販売業者四億六千九百九十五万二千円でございます。

○岡澤委員 そのうち小売業者からは幾ら差益金を徴収されましたか。

○大口政府委員 私どもは、卸売り販売業者のラニングストック分というものを一定数量控除いたしまして、その残つた数量に應ずる金額から契約に基づいて徴収をいたしておりますが、小売り販売業者からは差益を徴収することは、従来から非常に技術的にむずかしい問題がございますので徴収をいたしておりません。卸売り業者だけから徴収をいたしております。

○岡澤委員 この問題について会計検査院から、昭和二十九年十二月、そしてまた三十八年十一月、それぞれ勧告があつたはずでございますが、その勧告の御趣旨を御答弁いただきたい。

○小喜説委員 当時会計検査院から御指摘ございましたのは、米の政府売り渡し価格の改定にあつた販売業者に新旧価格の差益を生ずるので、これについてたばこその他専売物資等の例も参照しながら食糧庁においてこれをどのように措置するのかが研究すべきである、こういう御趣旨の御指摘であつたと思ひます。

○岡澤委員 いまお答えがあつたように、専売品であるたばこや酒については、値上げの場合に明らかに差益金を徴収しておられる。同じような意味での統制品、統制価格をきめられておる米について、一方で消費者は値上げという大きな負担をし、また納税者という立場からしますと、たいへんな食糧会計の赤字を背負つておる結果、その値

上げの瞬間に、一部の卸売り業者あるいは小売業者が利益を得ることは、どうも納得できない点がある。そういう意味からこそ、私は、会計検査院から二度にわたつて指摘があつたと思ひます。現に酒、たばこについては差益金が国庫に徴収されておるのに、どうして二回のせつかくの指摘があつたのか、この米に限つてそういうことを実行されないので、どこにその隘路があるのか、お答えをいただきたい。

○大口政府委員 私どもは会計検査院の御指摘を待つまでもなく、消費者米価の改定に伴ひまして、不当に差益が販売業者の手に残るといふか、たゞは、公平の原則から申しまして、また、たゞいま御指摘になりました食糧会計の健全化の問題からいたしまして、十分検討をしてこれをできるだけ適正にもつていきたいという気持ちは根本的に持つております。

そこで私ども、たとえば十月一日から米の値上がりの予定がありまして、その前の段階で米を卸売り販売業者に販売をいたす際のわれわれの心がまえといたしましては、できるだけ正常なる配給に必要なもの以上の買い受け希望につきましては、これは十分審査をして、適正なラニングストック以上のものは売らないというものを現にやつておるわけでございまして、何ぶんにも主食のことでございまして、ある一定の期間だけは差益を生ぜしめないために在庫をゼロにするというやうなことも、なかなか実際問題としてはできませんし、また、各販売業者ごとに在庫調べを全部しらみつぶしにやるといふことも、なかなか現実的にはむずかしい。専売公社がどのようなかこうでやつておられるか存じませんが、たとえば在庫調べをやつておるときには、お客さんにほかのたばこ屋に行つてたばこを買つてもらつたという

ことも、たばこの場合ならあるいは許されるかもしれないが、米の場合はなかなかそれができないということから、その後いろいろ事務的に検討いたしました結果、いまのような方法をとつておるわけでございまして。今後ともなおより適正な方法

はどういう方法であるかということとは、絶えず私ども研究を進めてまいらるべき問題であると考えております。

○岡澤委員 食糧庁長官は、いまの食糧庁がとつておられる態度が適正でないということを原則として認めながら、しかもこれはいま始まつた問題じやなしに、昭和二十九年以来、現に会計検査院からも二度の指摘があつた問題について、ちつとも改善されておらない。十億というやうな金額を非常に軽くなめておられるのじやないか、また、ほんとうに国民感情というものを無視した態度ではないか。米の卸売り業者といひまして、わず

か四百軒足らず、小売り業者を合わせまして六万足らずで、必ずしもたばこやその他の規模からいたしまして、むずかしい数字ではないし、また、制度自体から私は在庫を調べるといふことが不可能だとは思われない。そういう点につきまして、ほかにまだ隘路があるのか、それとも単に実情把握がむずかしいから、あるいは米とたばこは違ふからということなのか、重ねてお尋ねいたしたい。

○大口政府委員 実は、私が先ほどお答えいたしましたのは、現在私どもがとつております方法が適正ではないというふうに申し上げたわけでござい

ませんが、なお今後改善すべき余地があれば改善をいたしたいという気持ちを持つておるわけでござい

ます。それからなお、現在のやうな差益金徴収の方法は、昨年の十月のみならず、一昨年、その前もいたしたわけでございまして、これらの徴収方法も会計検査院の指摘を受けましたので、私ども鋭意改善の努力の一端としてやつてまいつたわけでござい

○大口政府委員 米の流通形態という特殊性並びに技術的な限界等を考えますと、現在の時点では、この程度というふうに考えております。

なお先ほど御指摘のやうな公平の問題とか、あるいは金額の問題等についても、私ども反省をすべき問題があると思ひますので、なお今後改善の努力を進めてまいりたいというふうに考えております。

○岡澤委員 それでは、会計検査院の値上げに伴う差益金を販売業者の利益に帰するの不当利得とも考えられておかしきという見解については、どうお考えですか。――長官からお答え願ひたい。

○大口政府委員 たゞいま御指摘になりました不当利得という考え方でございまして、米は最終受け渡し価格を物価統制令によつて押え、また、米屋のマージンも一定の金額で押えておりますこととの関連で、強制的な立法措置等によつてこの差益を徴収するということでなく、契約に基づいて徴収するという方法をとつておるわけであります。この点については会計検査院も、現在のとり方については事務的に連絡をした上で、了解の上で、現在のやうな徴収方法をとつておるわけでございまして、徴収をしてない部分が不当利得であるというふうにはまだは考えにくいのではないかと考える次第でございます。

○岡澤委員 契約に基づいて徴収しているとおっしゃいますけれども、小売り業者からは徴収しておらぬのですか。

○大口政府委員 米は政府が売却をいたしましたあと、卸売り業者を通して小売り販売業者が配給をいたしておるわけでありまして、私どもはそのもとになります卸売り販売業者と契約を結んで徴収をいたしておるのでございます。

○岡澤委員 結局、小売り業者については全然徴収しておられない。卸売り業者についても、きわめて少ない部分しか徴収されようとする意欲がない。私は納税者の立場、あるいは先ほど申しました米の消費者の立場としての国民感情からいつても、このまま放置されることはどうかと考えま

す。これは法律上不可能なのか、事実上不可能なのか、その点について長官の明らかな答弁をいただきたい。

○大口政府委員 法律論から申しますと、現在の米の末端消費者価格は物価統制令に基づく価格でありますので、最高価格ということに、法律的にはそういう性格を持つておるわけでありまして、理論的にはそれ以下の価格で配給してもいいという実はたてまえになっております関係上、法律的にこれを徴収するという法律構成がなかなかとりにくいことだと思ひます。私が、現在差益を生じておる金額に關して徴収をいたしておる限界は、現在の程度しかいき得ないというものは、主として先ほど来申し上げておりますように、毎日の主食の配給で一定の数量のランニングストックを持たざるを得ないということ、たなおろし等について、實際上なかなか現在量をつかみにくいという事実上の制約があるというふうに私は理解いたしております。

○岡澤委員 私は、たばこや塩については厳然と差益金の徴収が可能であるのに、米については非常に業者に有利なといひますか、業者に迎合的といひますか、国民の税金を使う立場をお忘れになつたような態度については納得できないものがあります。確かに法律上不当利得であるかどうか、民法七百三条に該当するかどうかについては疑問があると思ひますけれども、国民感情からいひますと、この問題は放置すべき問題ではないと考へるわけでありまして、専売法等では、法律的には徴収の裏づけがあるわけでありまして、私は立法的にもこの問題を考へたい。事実上、せひまた、本年も米の値上げ等も考へられないことはいないというふうな政府の態度のようでございますから、ことさらにこの問題をいま指摘させてもらつて、今後重ねてこういう問題について質問する必要があるようにお願いいたしたいと思ひます。

次に、最近の米穀管理の実情、ことに昭和四十二年度米穀の需給状況について、先ほど来佐藤委員、武藤委員にもお答えをいただきましたので、

きわめて簡単でけっこうですが、追加して、あるいはふえんしてお答え願うことがあればお答え願ひたい。

○大口政府委員 昨年の十一月一日から本年十月三十一日までの昭和四十三年度米の需給につきましても、供給の主体になります昭和四十二年産米が千四百四十五万トンという、作況指数で一・一という史上まれに見る豊作を受けまして、政府の集荷量も最終的には九百八十万トンの集荷量になる予定でございます。一方需要につきましても、先ほど来御説明をいたしておりますように、最近の米の一人当たりの消費量が微減をいたしておるという傾向から、全体としては微減をいたしておるわけでありまして、ただ、政府が配給をいたしております対象人口は、農家人口の移動に伴ひまして人口はふえております。したがひまして、政府の売却に關する限りは、前年よりも若干増加をいたしておるわけでございますが、しかし、一方に九百八十万トンという供給内地米がございまして、本年米穀年度末において四十二年産米はおおむね二百三十五万トンの持ち越し量になる予定でございます。この数量は、現在政府が受け持つております配給所要量からいひますと、約四カ月間の数量に相当するといふこととでございます。

○岡澤委員 現在もなお、やはり米については、通常の感覚として、まだやみの売買があると思ひます。農家が供出米として政府に売り上げるときは、価格と、そういう正規のルートでなしに、いわゆるやみの立場で生産者が売る場合の価格と、それとあわせて、そのやみのルートで流れた米が消費者に渡る価格と、正規のルートによつての配給米価格との格差と申しますか、実情について、もし資料がありましたらお答え願ひたい。

○大口政府委員 最近の調査で、農家の庭先でのやみ売り価格、つまり政府以外に売つております価格、これを玄米で申しますと、全国ほとんどの地域で政府買い入れ価格よりも低くなつておりまして、特に東北、北陸の米の主産地におきま

しては、十キロ当たりで百円ないし百五十円程度下回つております。また、関東、東海、近畿地方では三十円ないし五十円前後安く取引されております。それから次に、消費地のやみ米価格でございますが、政府が配給いたします価格と消費地におけるやみ価格との開きでございますが、これはやみ価格のほうが高いわけでございますが、東京、大阪等の消費者価格の一番高い甲地では、十キロ当たり約二百円前後、埼玉、静岡等、つまり都市近郊の乙地では約百円前後、それぞれ高く取引をされておるわけでありまして、東北地域では、消費地においても政府の配給価格より六十円程度安く取引されております。

○岡澤委員 先ほど武藤委員の質問にお答えになつたことでもありますが、予約減税の本制度の適用を受ける農家数の推移について先ほどお触れにならなかつた範圍、たとえば組織規模から見まして、大農、中農、小農、いずれの農家に適用される場合が多いのか、あるいは地域別に、ただいまどの府県の農家が一番この制度の恩恵に浴しておるのか、そういう点について、もし資料がありましたらお答えいただきたいと思ひます。

○大口政府委員 予約減税適用の農家数の資料がここにございまして、申し上げますと、昭和三十年、すなわち事前売り渡し申し込み制度発足当初、予約減税適用農家数は七十七万七千戸となつておりますが、その後逐次年を追つて減少いたしまして、昭和四十二年の数字では、推定でございますが十九万二千戸ということになっております。

ただいま御指摘のこの農家の階層別分布並びに地域別分布につきましては、ちよつと手元に資料を持ち合わせておりませんが、現在の予約減税のやり方の内容から勘案をいたしますと、主として米の生産地帯にこの農家数が多い、階層別に見ますと、大農のほうがこの予約減税の恩恵を受けている、こういうふうな常識的に考へておりますが、地域別のこまかい数字につきましては、ちよつと手元に持つておりませんので、御了承い

たきます。

○岡澤委員 これで最後の質問にいたしたいと思ひますが、幸ひ大蔵大臣もお見えになりましたので、先ほど武藤委員も御質問になつた点ではございますが、いま私が聞きました米穀の需給事情、特に庭先におけるやみ価格と生産者の売却した価格とでは、むしろやみ価格のほうが安いというふうな実情等から考へて、本制度について、来年度のあり方を先ほど次官からはお答えいただきましたが、重ねて大蔵大臣から、たとえば、税制調査会では、「最近における米穀管理の実情等にかえりみ、昭和四十三年以降に生産される米穀にかかる所得については、特例措置は講じない」というようなことをうたつておるわけでございますが、これについて大蔵大臣の見解を特に伺ひたいと思ひます。

○水田国務大臣 税制調査会の審議でもこれは毎年問題になる税制でございますが、やはり来年度からはこれはやめるのが至当ではないかというふうには私は考へております。

○岡澤委員 終わります。

○田村委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○田村委員長 本案につきましては、討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案に關する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田村委員長 次回は、明二十八日水曜日、午前
十時理事会、十時三十分委員会を開会することと
し、本日はこれにて散会いたします。
午後零時二十九分散会

大蔵委員會議録第一号中正誤

べ	段	行	誤	正
二	一	元	造幣事業	造幣事業
二	三	九	本質	体質
四	三	二	四十二年度米穀	四十二年産米穀
八	四	二	地域	地域
八	四	三	地域	地域
九	三	三	今度は	今度の
三	三	七	思いますが、	思いますが、